

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	3 1 0 0
		決裁期日	平成 2 9 年 2 月 2 2 日
名 称	平成 2 8 年度第 1 回安平町町民自治推進委員会		
日 時	平成 2 9 年 2 月 1 7 日 午前・ 午後 1 8 時 3 0 分 ～ 1 9 時 5 0 分		
場 所	安平町役場早来庁舎 2 階会議室		
会議概要	<p>1. 開会 委員 2 0 名中、1 2 名の出席があり、条例第 5 条の会議開催条件を満たすことを確認。</p>		
	<p>2. 委員長挨拶 (委員長) 約 1 年ぶりの会議になります。本日は 28 年度の町民参画の実施状況を振り返ることと 2 年間の委員会活動を総括する提言書について議事に挙がっています。忌憚のないご意見等をお願いいたします。</p>		
	<p>3. 議事 会議の前に、事務局から議事の順番を入れ替えたいと申し出がありましたので、議事の(2)(3)(1)の順に進めていくこととします。よろしくお願いいたします。</p> <p><u>順番 1 (2) これまでの経過と前回会議における委員からのご意見について</u></p> <p>* まずもって、約 1 年間もの間、会議を開催できず本日まで至りましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。期間が空いてしまった理由ですが、27 年度 3 回目までにいただいていたご意見の中に、「町民との意見のキャッチボールは書面で済ませるのではなく、直接対話型でやるのが大切」ということ、それから「町民の目に触れさせる工夫をして、能動的に情報発信していくべき」といったご意見をいただいていたところですが、それらをとことんやってみようという考えから、今年度の約 1 年間かけて進めてきた総合計画の策定作業の中で実践してみました。昨日までその町民説明会を行いまして、ようやく策定に係る一連の町民参画手続もひと段落したことから、ようやく本日の会議を開催するに至ったところです。遅くなりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>* それでは、説明に入っていきますが、本日は 2 年間の委員会活動の総括として、提言書について協議検討させていただきたいと考えております。そのため、提言書(案)の内容の大部分を占めている平成 27 年度の会議要旨を振り返った後に、総合計画の策定作業における実践報告を挟んで、提言書の内容を協議させていただき、28 年度の実績については、最後に簡潔に報告させていただこうと考えを改めました。ですので、順番が変わりますが、ご理解いただければと存じます。</p> <p>* 5 ページ目をご覧ください。27 年度第 1 回目の会議では、委員の役割を実感していただくことを目的に、水道施設整備計画案のパブリックコメントの実績を題材としながら、グループワークをしていただきました。主な研究協議の柱は、「意見ゼロという結果について」と「もっと良い参画手法はないか」という 2 点としました。「意見ゼロという結果」に対する主な意見としては、生活インフラの整備は生活になくてはならないものであり、内容の専門性が高く、一般町民には意見の出しようがないというご意見。しかしながら、意見が 0 件であっても町民に意見がないわけではなく、やむを得ないという町民の気持ちを念頭に、町は事業を進めてもらいたいという意見がありました。また、「もっと良い</p>		

参画手法はないか」という点については、役場に書面をもって意見を申し出るのは敷居が高いですとか、録音式のコールセンターを設ければ意見しやすいのでは、ですとか、広報記事では、誰でも見てわかるようにもっと工夫してほしい、という意見などがあつたところです。

* 続いて27年度第2回の会議では、同じように委員の役割を実感していただくことを目的に開催しましたが、第1回会議の題材よりも身近な題材でやろうと考えまして、公共交通をテーマにグループワークをしていただきました。結果、あまり公共交通を利用している委員が少なく見込みが外れた側面もあったのですが、その際の主な意見としては、事業の内容が煮詰まっていない時期には町民に意見を聞いて欲しくないが、アイデアが反映可能な時期に町民意見を聞いて欲しいというご意見。これは、28年度の実績でもご報告いたしますが、早速反映いたしまして、公共交通の計画策定において、最終案になる前の素案の段階で意見を聞くように進めました。それから、意見交換や戸別訪問など、生の声を聞く機会はやはり大切だというご意見、その反面、何でもかんでも参画機会を持たれても忙しい町民には全てを受け止められないというご意見もありました。それらご意見の共通項はなんだろうと考えたときに、町民参画手続の判断尺度は、その事務事業に対して「どれだけ町民の納得性を高い状況をつくれるか」という点にあるという、最終的なまとめになったところです。

* 27年度第3回目の会議では、27年度を振り返り、町民参画というものに触れての感想や意見をいただきました。そこでの意見としては、6～8ページに意見詳細と対応について整理していますが、主なものとして、もっと町の事務事業（仕事）の情報をもっと入手しやすい環境をつくるべきで、まだまだ町民の目には触れていないというご意見、それから、町民に意見を聞いておきながら、その意見がどこにいて、どんな理由で取捨選択され、どう反映されたのかをもっと見せるべき、というご意見がありました。こうして委員会で意見をいただいても、会議録には発言が載るけれども、意見に対する対応が委員会内ですら実現しないのなら、町全体で実現するわけがないとの趣旨のお話もありまして、まさにそのとおりだと考え、今回、当日配布になってしまいましたけれども、6ページから8ページにかけて、前回会議でのご意見に対する対応について掲載させていただいております。本日は全てを触れませんが、ご覧いただければと思います。提言書にも関わるので6ページの1段目と2段目だけ触れますが、町民の中に自治に対する盛り上がりがない、あるいは2段目、行政は本当に町民の意見を求めているのかが伝わっていない、だから町に意見を言っても変わらないと思われる、というご意見について、自治の盛り上がりも意見を言っても変わらないと思ってしまうのも、すべては町民と町のコミュニケーション、意見のキャッチボールが不十分だから生じてしまうことだと考えています。何度も言うようですが、いただいた意見はしっかり回答をお返しする、町民参画機会はできるだけ複数の手段を用いて町民の方の目や耳に触れるようにする、こうした地道な積み重ねが改善の糸口であると考えているところです。こうしたご意見を基として、提言書（案）を作成しております。経過の振り返りは以上です。

* それでは、今年度進めてきた総合計画の策定作業の中で、とことん直接対話型の町民参画手続を取り入れてみたという話をいたしました。総合計画の策定作業を中心に進めている当課の課長補佐に実践の報告をお願いしたいと思います。

* A3版の資料をご覧ください。1年近くかけて策定作業を進めてまいりまして、これまでの町民自治推進委員会からのご意見も踏まえ、町民の方々との直接対話を基本とした町民参画を実施し、町民まちづくり会議を5回、その他にもA3版3ページにあるように、これだけ多くの直接対話型の町民参画は初めてというほど、かなりの機会を設けてやってきました。

* 一般町民の皆さんにとっては、4ページの上の図にあるようにどれも充実したまちが魅力あるまちだとお考えになると思いますが、大きな都市に比べて安平町の規模の自治体ですと、人も資金も情報もどうしても同じとはいきません。不足しています。現在の

低成長・成熟化の時代背景も含め、公共サービスは、「あれもこれも」から「あれかこれか」という選択と集中が重要になります。そのため、現在策定中の総合計画は、どのようなまちづくりを目指すべきかを定め、安平町の強みを探し、この強みを活用して何をすべきかを定めるものとし、様々な機会を通じて多くの町民の方々から直接意見を聞き、協議を行っていきました。A3版5ページから6ページにありますとおり、6つの分野において伺っていきました。そうした協議を経て導き出したのは、子育てと教育の分野に力を入れていくということでした。参加した多くは高齢者が多い比率を占めていましたが、そうした方々からも「若い人がいなければこのまちは成り立っていかない」という声が多く聞かれました。昨年度実施したアンケート調査では、「大企業を誘致すべき」「住宅団地を増設すれば人は来る」「交通機関を充実させれば人口は増える」という意見が見られましたが、こうして町民の方々と直接議論を重ねた上で導いたまちの方向性は「納得性」を得られるものになったと思っています。

- * こうした実践を経て、今後に向けた課題としては、町民参画機会において、「いかに参加者を増やすか」、直接対話は膨大な作業量と時間が必要なので「ものによって線引きが必要」、そして、外から意見するだけでなく当事者意識を醸成することが必要で「町民参画から町民協働へ」ということが挙げられると考えています。これまでの町民自治推進委員会では、「町民参画」を中心に議論してきましたが、今後はどうしたらこの「町民協働」を実現していくかの議論をしていきたいと思っています。

(委員長) それでは、約1年間会議を開催できなかった理由からこれまでの経過、総合計画での実践報告などが事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。この中にも総合計画の策定に係る町民まちづくり会議に参加した方もいらっしゃると思いますので、感想等を述べていただければと考えますがいかがでしょうか。

(委員) 町民まちづくり会議は勉強になりました。その反面、難しさも感じました。

(委員) 町民まちづくり会議は、個人的には有意義で面白かったです。発言できなかった人も散見されたので、不満を持った人もいたのではと感じていました。

(委員長) そうですね。私も参加しましたが限られた時間でしたのでそうお感じになられた人もいたかもしれません。昔から安平町に住む者、最近安平町に住むようになった者が集まって話をして、内から町を見る目だけでなく、外から見る目を知れたことで、良い機会であったと私も感じています。

順番2 (3) 提言書(案)について

- * それでは、11～12ページの提言書(案)についてご説明させていただきます。繰り返しのようになりますが、これまで振り返ってきた会議経過等を踏まえ、提言書(案)を作成しています。構成ですが、提言の柱を2つ設けておまして、1つめは、「町民参画手続のさらなる標準化について」、2つめは「審議経過の積極的な公開について」です。

- * 1つめですが、これまでの委員会活動の中で、「いまひとつ町民の目に触れていない状況」ですとか、「町民の関心を惹く工夫が足りていない状況がある」という意見がございました。また、この後にご報告する28年度の町民参画実績の反省事項として、同じパブリックコメントという方法でも取扱いに差異があるケースがみられたということがありましたので、それらを踏まえた改善例として、1の後段で町民参画手続の一連のスケジュールを例示するなど、条例や運用マニュアルの充実を提言するという内容になっています。13ページに北海道清水町の事例を載せています。清水町では、このように誰が携わっても標準的な取扱い例として拠り所にできるよう、スケジュール例を「運用の手引き」のなかに設けています。議会への提案の前に、審議会で見聞を聞く場合はこの時期から始めて、こういった期間や回数をかけてやりますよ、住民説明会を組み合わせるときはこういうタイミングが標準的ですよ、というように例示がされています。こうした

整備を進めることにより、担当者や事務事業によって、取扱いの差異が極力出ないようにしながら、町民と町の情報共有を図っていくというものです。

- * 2つめですが、やはりこちらも文章の前半部分は、委員の皆さんからいただいたご意見を反映して作成しています。町民参画を促すためには、町民と町との意見のキャッチボールを一層図っていき、それが町政運営への納得性も高め、まちづくりへの町民の関心を高めることにつながるという内容です。今後において改善すべき例として、これまでは町民参画手続として開催された委員会や審議会の会議録が積極的な形で公開していない状況があり、審議に関わった町民の意見が一方通行で途切れて「町に意見を言っても無駄」というあきらめ感を抱かせる恐れがあり、さらには審議に関わらなかった大多数の町民も無関心なままに終わってしまうことを指摘し、町のホームページに会議録を公開するページを設けるなど、審議の経過や結果を町民が容易に入手できる環境をつくるよう提言する内容となっています。
- * 本来であれば、この議案や提言書（案）を事前送付すべきですが、今回はできませんでしたので、これから提言書を朗読いただきますので、その間に皆さんにおかれましても提言書の内容について各自ご検討をいただければと存じます。（提言書全文を朗読）
- * 以上が提言書の案となります。なお、この提言書のはじめにもありますとおり、これまでは、まちづくり基本条例の2つのテーマ「協働のまちづくり」と「町政運営への町民参画」、この2つのうち、後者の町民参画を中心に委員会運営を行ってきましたが、次期任期においては、前者の「協働のまちづくり」をテーマに委員会協議を行ってきたいと考えております。

（委員長） それでは、ただいま提言書（案）について説明がございました。2年間の委員会の経過を踏まえ総括した内容になっておりますが、委員の皆さんからご質問やご意見はございませんか。（質問・意見無し）

順番3 （1）町民参画の実施状況等について（平成28年4月～平成29年1月末）

- * それでは、最後の議事になりますが、町民参画の実施状況についてご報告申し上げますので、委員の役割の一つである「実績をみて、適切に運用されているかをチェックする」というお気持ちで、概要説明をお聞きいただきたいと思います。2ページ目から4ページ目までをご覧ください。
- * まず、表の見方ですが、この一覧表は、1月末までに完了した平成28年度の町民参画手続の実績となります。（1）パブリックコメントから、（2）アンケート調査、と続いていき、（6）の審議会等において意見聴取を行ったものまで、町民参画の方法ごとに分類して掲載しています。ですので、（1）から（6）までは、1つの事務事業で複数の方法を組み合わせて実施した場合は、何度も出てくるということになります。例えば、「地域公共交通網形成計画の策定」のように、（2）にも出てきて、（5）にも出てくる、ということになっています。なお、（7）については、町民参画推進条例の第6条第2項で、町民参画手続をしない取り扱いができるものを規定しておりますが、その規定に基づき手続の対象から外した事務事業を掲載しています。以上がまず表の見方となります。
- * 実績の内容について（1）パブリックコメントから順に触れていきたいと思いますが、ここでのポイントは、一般町民の方々に特に身近な「地域防災計画の見直し」と「水道料金等の改正」ではないでしょうか。「地域防災計画の見直し」については、避難支援が必要な方を把握する方法の見直しなど、比較的細かな改正が中心ですが、防災計画の存在について広く知っていただくことも実施の意図の一つとして、パブリックコメントを実施しているものです。また、「水道ビジョン及び水道料金等の改正」については、今後長期的な水道整備の方向性を含め、29年度から改正する上下水道料金の案をお示しして、町民説明会やパブリックコメント、審議会といった複数の方法で丁寧にご意見を伺う手

続を行っています。いずれも、意見件数や説明会の参加人数等は、0や1という結果でしたが、特に水道料金に関しては、早来地区にお住まいの方には安くなる改正でしたし、追分地区の方はほぼ現行どおりの料金だという内容でしたので、意見提出や参加人数に表れなかったのだらうと推察しています。

* 続いて（2）アンケート調査の実績ですが、冒頭でも触れたとおり、地域公共交通網形成計画の策定に向けた集客施設でのアンケート調査を行っています。この計画も、生活に身近なものですので、ワークショップによる意見交換会など、複数の参画機会を設けています。

* 以降、一つ一つの説明は省略させていただきまして、最後に、3ページ一番下の（7）町民参画を実施しなかったものについて触れたいと思います。こちらは、条例第6条第2項に規定されている「軽易なもの」や「金銭徴収に関わるもの」などについて、町民参画手続を経っていない事務事業を掲載しています。No.1の千歳・苫小牧拠点都市計画は、合併前の平成6年に策定された広域自治体による計画で、その計画に登載されている事業が完了していないものもあるため、計画期間を延長したのと、旧町名を合併後の新町名に改めた程度の改正であったことから、軽易なものとして判断させていただいています。その他の公民館条例や税条例については、一般の方にしてみれば安いことにこしたことはないですが、こうした税や使用料は、公共事業を維持するためにどうしても必要な負担をいただくものであるため、金銭徴収に関するものは対象から除外するという考え方、規定により、町民参画手続を実施していません。この取扱いは、当町だけでなく、他の参画推進条例を持っている市町でも同様に除外しています。なお、4ページの*に記載していますが、条例第6条第2項第3号に基づく「緊急を要するもの」を理由に町民参画手続を実施しなかったものについては、この町民自治推進委員会に理由とともに報告することになっていますが、28年度の1月末までには、そのような事務事業は、ありませんでした。

* 実績全体を通しての問題や課題といたしましては、パブリックコメントを実施する際には、意見に対する回答を個別にも対応するし、HP等でも公表するのが原則ですが、個別回答はしないとしていた事務事業があり、案件によって取り扱いに差異やばらつきが生じるようなことがないように、今後は改善していく必要があると考えています。提言書にもこの点を踏まえて作成しました。説明は以上です。

* ポイントのみを駆け足でご説明いたしましたので、ご質問やご意見ございましたらお願いいたします。（特に質問等の発言なし）

4. その他

* 次期の任期につきましては、4月頃を目処に活動をスタートさせていきたいと考えています。今後、選任に当たっては、個別にご相談させていただきたいと思っておりますので、また次期もお願い申し上げた際には、何卒よろしくお願いいたします。

（委員長） 委員の選任にあたっては個別にということですので、お話があった際にはご協力をお願いしたいと思います。これですべての議事が終了いたしました。私の委員長としての務めも区切りになります。この間、ご協力ありがとうございました。皆さん、2年間お疲れ様でした。

5. 閉会